

令和 7 年度

第 17 期第 1 回海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 4 月 1 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和7年4月1日(火) 午後16時00分から 16時32分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 会長及び会長職務代理者の選出について
- 2 その他
 - (1) 令和7年度委員会等の予定について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 淩井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 松田浩一 倉島 彰
奥村卓二 木村那津子

欠席委員

中川かおり

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西学

傍聴者

なし

計 17名

○事務局（小林事務局長）

第17期第1回の海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という。）を開催します。新任の委員もみえますので、委員会について説明します。委員会は、水面の総合利用を図るための調整機構として漁業法に規定されている組織です。漁業法第136条で、海面につき農林水産大臣が定める海区に委員会を置くことが決められており、地方自治法にも都道府県に置かなければならない委員会として規定されています。

第17期最初の委員会になりますので、三重海区漁業調整委員会運営規程第2条に基づき、委員の互選により会長を選出する必要があります。会長を選出するにあたり、三重海区漁業調整委員会会長選出内規に従って仮議長を選出する必要がありますが、委員の皆様この内規に従ってよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○事務局（小林事務局長）

1-3ページをご覧ください。

三重海区漁業調整委員会会長選出内規2の規定によると、会長を選出するにあたり仮議長を置くこととなっています。委員会事務局長が現行の最年長委員を仮議長に推挙することになっています。最年長の淺井委員を仮議長に推薦したいと考えていますが、いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○事務局（小林事務局長）

淺井委員、仮議長をよろしくお願いします。

【淺井委員、仮議長席に移動】

○淺井仮議長

三重海区漁業調整委員会会長選出内規により仮議長を務めます。議事進行についてご協力をよろしくお願いします。

ただいまから第17期第1回海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員総数15名中、中川委員が欠席で、委員14名の出席をいただいております。

三重海区漁業調整委員会運営規程第4条第1項で定めている過半数を超えており、本日の委員会は成立しています。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として田邊委員、千田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「会長及び会長職務代理者の選出について」を審議します。

はじめに会長及び会長職務代理者の選出方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小林事務局長）

1-1ページをご覧ください。

三重海区漁業調整委員会運営規程第2条が会長及び会長職務代理者に関する規定で、同条第4項で「会長及び会長職務代理者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続4年を限度とするが、漁業法等の一部を改正する等の法律による委員の任期の延長等やむを得ない場合はこの限りでない。」とされています。

会長及び会長職務代理者の任期は、本日令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

まず、会長候補者選出の方法について説明します。

会長の選出は、三重海区漁業調整委員会運営規程（以下、「運営規程」という。）と三重海区漁業調整委員会会長選出内規（以下、「会長選出内規」という。）の2つの規程により定められています。

運営規程第2条第1項において、「会長及び会長職務代理者は委員の互選により選出される」と定められています。

また、会長選出内規1により、会長の選出は三重海区漁業調整委員会運営規程による他、この内規によるものとなっています。

会長選出内規3に選出方法が定められています。

まず、仮議長が一時委員会を中断し、会長候補者選出の「協議の場」を設けます。次に、出席委員から会長候補者の推薦を受けます。推薦された会長候補者が1名の場合は出席委員の過半数の同意で決定されます。一方、複数名の推薦があった場合は協議を行います。協議で1名に絞れない場合は採決や選考委員による協議により会長候補者を決定します。

会長候補者が1名に決定したら、委員会を再開して会長選出議案の議決を行います。本日追加させていただいた資料「三重海区漁業調整委員会会長の選出について（参考）」で簡単に流れをまとめています。会長選出内規4の規定により、会長職は、漁業者委員、学識委員、中立委員の別なく就任できます。

また、会長選出内規5のとおり、会長は委員会の全国組織である全国海区漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」という。）の会議への出席や愛知・和歌山との連合海区漁業調整委員会の委員等に就任することになります。

全漁調連の会長及び副会長には、当委員会は当たっていません。例年9月に開催される全漁調連総会への出席をお願いします。また、当委員会は、本年度秋期に開催される予定の東日本ブロック会議の開催県に当たっていますので、できる限り出席をお願いします。

続きまして、会長職務代理者の選出方法について説明します。

会長選出内規5の規定により、会長職務代理者は、新会長の権限によって指名するものとされていますので、新会長が決まりました後に新会長から指名します。

事務局からは以上です。

○淺井仮議長

ただいまの説明に対して、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井仮議長

意見はないようですので、委員会を一時中断し、会長候補者について協議を行います。

【事務局は退室して待機】

【会長候補者選出の協議】

【会長候補者決定後、事務局入室】

○浅井仮議長

それでは委員会を再開します。

協議の結果、矢田委員を会長候補者とすることに決定しました。

異議はありませんか。

○委員

(異議なし)

○浅井仮議長

全員異議がないようですので、矢田委員を新会長に決定します。以上で会長が決定しましたので、仮議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局（小林事務局長）

浅井委員ありがとうございました。

それでは矢田会長、ご挨拶の後、会長職務代理者の指名をお願いします。

○矢田会長

会長に推薦いただきました矢田です。三重海区漁業調整員会会長として2年間務めさせていただきたいと思います。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

引き続き会長職務代理者につきまして、会長選出内規5の規定により、私から指名します。田邊委員に会長職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

田邊委員、会長職務代理者をよろしくお願いします。一言就任の挨拶をお願いします。

○田邊会長職務代理者

会長職務代理者の職を仰せつかりました田邊と申します。この委員会が意義のある委員

会になるように、皆さんと共に全力を尽くしたいと思います。

皆さんご協力よろしくお願ひします。

○矢田会長

ありがとうございました。

議案1「会長及び会長職務代理者の選出について」は終了しました。

それでは、その他事項（1）について事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2-1ページをご覧ください。

その他事項（1）として、令和7年度委員会等の予定について説明します。

委員会は月1回の開催が基本です。内容は知事部局からの諮問に対する答申、委員会指示の発動についての審議、協議事項、会議等の報告事項があります。

会長職については、例年、全国海区漁業調整委員会連合会総会と東日本ブロック会議へ出席していただきます。全国海区漁業調整委員会連合会総会は例年5月に開催され、今年度の開催地は山口県です。そして東日本ブロック会議は、秋頃に三重県で開催されます。

また、三重県真珠養殖適正化協議会からの要請により、9月から11月にかけて真珠養殖いかだ標識の設置についての調査が実施されます。10月には和歌山海区漁業調整委員との合同で和歌山・三重連合海区漁業調整委員会が両県から委員5名が出席して開催されます。主な議題は熊野灘沿岸におけるさんま漁業についてです。

年2回太平洋広域漁業調整委員会が開催されます。淺井委員は今年9月末で任期が終了しますので、次期委員には矢田会長が就任します。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見ございませんか。

○委員

（意見なし）

○矢田会長

それでは、その他事項（2）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会について、4月下旬の開催を予定しています。議案は令和7年度放流効果実証事業に係る業務実施計画等です。開催場所は三重県津市栄町庁舎4階の三重海区漁業調整委員会委員室を予定しています。4月22日（火）、午前10時から開催を予定していますが、いかがでしょうか。

○矢田会長

次の委員会は4月22日（火）午前10時から、三重海区漁業調整委員会委員室で開催します。これをもちまして、委員会を閉会します。

ありがとうございました。